

## 松山地方裁判所委員会（第10回）議事概要

### 1 日時

平成19年6月5日（火）午後2時00分から午後4時まで

### 2 場所

松山地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員） 上野公裕，春日通良，黒田徹三，玉井建三，西蔭健，  
藤川研策，古崎孝司，宮本寿，祖母井明  
高橋正（欠席）

（オブ参加） 村越一浩刑事部総括裁判官

（事務担当者） 原事務局長，松本民事首席書記官，中村刑事首席書記官，  
松井総務課長，渡邊庶務係長，宇都宮総務課主任

### 4 議事

(1) 松山地方裁判所長あいさつ

(2) 新任委員紹介（高橋委員，玉井委員，祖母井委員）

(3) 裁判員制度広報活動の取組状況（H19.2～H19.6）について総務課長から説明

ア 裁判員制度全国フォーラム2007 in 愛媛（H19.3.4開催）

イ 憲法週間行事 高校生模擬裁判・模擬評議「みんなで体験！！さいばん in 法廷教室」（H19.5.18開催）

ウ 裁判員制度説明会&広報用映画上映会「もっと知って！！裁判員」（H19.6.6開催予定）

(4) 裁判所の裁判員制度導入に向けた制度研究，広報活動の現状分析と課題，今後の取組方針等について事務局長からパワーポイントを利用して説明（途中，テーマごとに委員による意見交換）（■委員長，○委員）

「説明項目：裁判所の活動態勢」

「説明項目：裁判員制度の実施に向けた準備」

「説明項目：裁判員制度にふさわしい刑事裁判手続の在り方の検討」

「説明項目：模擬裁判 これからの課題」

(6/26～28 開催予定の模擬裁判の概要説明：説明者 刑事首席書記官)

<意見交換テーマ：今後の模擬裁判の在り方>

- 模擬選任手続では、大型企業等の組織体から選出するだけではなく、なかなか難しいかもしれないが、現実には中小企業の方がはるかに多数であるのだから、中小企業からも選出して実施する方が、いろいろな課題が見えてくるのではないか。

それ以外にも、辞退事由との絡みもあるが、例えば、乳幼児や高齢者を抱える裁判員役も選出して実施するようなシュミレートも必要であろう。

「説明項目：国民の負担に配慮した選任手続の構築」

「説明項目：選任手続のイメージ」

「説明項目：選任手続の実践的体験」

<意見交換テーマ：企業から模擬裁判員候補者名簿を提出してもらうための方策等>

- 法律で導入が決まっている制度であるので、裁判所から模擬裁判員候補者名簿の提出依頼があれば、地方公共団体は協力的姿勢で臨むと思う。ただ、中小企業等では、社員を出せないという現実的な問題があるのではないか。
- 裁判所から模擬裁判員候補者名簿の提出依頼があれば、企業側も協力はするだろう。ただ、提出する候補者数がさほど多くないのであれば、企業側がある程度フィルターに掛けて、裁判員役を引き受けてくれやすい人を人選して名簿に登載してくることが予想され、実際の裁判員候補者名簿から選出される人とは性質を異にするおそれがあるように思う。
- 大企業に依頼すれば名簿は出してくれるだろうが、ある程度、企業側のフィルターが掛かってしまうことは否めない。最初からランダムな人選をして、人

選的に厳しい状況下で実践的訓練をするのか、初級→中級→上級と徐々に実践的にシュミレートしていくのか、裁判所のスタンスを決めて臨むべきだろう。

ただ、企業側のフィルターが掛かった人選だと、実践訓練にならないおそれはある。

○ 企業はまだしも、第1次産業従事者を対象にすると、もっとハードルは高くなる。

■ 裁判員役を公募するといのは本来の選任手続の在り方とは違うが、模擬評議などで裁判員役を公募するというのも一つの方法であろう。

■ 必ずしも模擬選任手続と模擬裁判を連動させる必要はないわけで、名簿を提出してもらって模擬選任手続のみを実施し、裁判官の面接については、裁判所まで来てもらわずに電話で対応することも可能ではないかと考える。

○ 商工会連合会の会合等で模擬裁判員候補者名簿の提出のことを説明して広報をすれば、ある程度、中小企業の協力も得られるのではないか。

■ 模擬裁判の内容面で意見はないか。

○ 重い量刑（死刑又は無期懲役）の事案で模擬裁判を実施し、裁判員に対する課題を探る必要がある。正当防衛や責任能力が争点となる難しい事案の経験も必要だ。特に、後者では、被告人の精神鑑定等が行われ、法律家でも中身の理解が難しいが、これをどうやって裁判員に理解してもらうかが課題だ。

よって、1年間に2、3回は上記のような重たい事案で模擬裁判を実施し、それ以外にもミニ模擬裁判や模擬評議も実施していく必要があるだろう。

○ 弁護士は、組織でなく個人であり、スタッフも充実していないため、なかなか模擬裁判の担い手がいないのが実情だ。弁護士会で模擬裁判を担当する場合の予算措置も講じたが、その他の面でも組織的バックアップが必要不可欠だ。

法テラスを担当する立場からは、裁判員裁判を国選弁護で行うとなった場合にどのようなになるのかが未だ見えないところである。

○ 立証の手法はパワーポイントが定着しているが、はたしてそれのみでよいの

か。分かりやすい主張・立証を行うことが正に課題だ。パワーポイントの功罪もあり、説明を受ける時には分かりやすいが、次の説明になると画面が切り替わって、前の部分が分からなくなる。朝のTV番組で利用している一覧性のある画面などを使用することも検討すべき点の1つだ。

- 内容面もさることながら、素人から見ると、裁判員の心理的不安の解消が第一である。大きく、①死刑又は無期懲役といった重い量刑事案に関わりたくない、②法律的知識が乏しく不安であるという二つの側面があると思うが、双方の解消が重要だ。

「説明項目：国民の幅広い参加を得るための広報・啓発活動」

「説明項目：企業訪問を事務とした取組み」

（これまでの当庁の企業訪問の実情説明：説明者 総務課長）

<意見交換テーマ：今後の企業訪問の在り方>

- 辞退事由については、あまり詳しく説明しないほうがよいのではないか。弁護士に辞退事由について相談を持ち掛けられても困る。法律上規定されている程度の周知に止めるべきではないか。また、最高裁のいう繁忙期の2箇月に限って辞退を認めるというのは、業種によって繁忙期間の長短もあり、やや無理があるのではないか。

- 知人の企業経営者から、裁判員制度の制度説明をどこにお願いしたらよいのか問われた。松山地方裁判所本庁総務課に照会するよう伝えておく。

- 他にも同様のケースがあれば、各委員に広報方よろしくお願いしたい。

「説明項目：一般国民に対する広報・啓発活動」

<意見交換テーマ：効果的な広報企画>

- 当庁では、総務課で裁判員制度の説明ビデオの貸し出し等をしているので、利用、宣伝よろしくお願いしたい。

「説明項目：勤労者等の参加を得やすくするための環境整備に向けた取組」

「説明項目：保育サービスの活用に向けた今後の取組」

5 次回のテーマ等

「模擬評議及び意見交換（裁判員役：地裁委員会委員）」

6 次回期日

平成19年11月14日（水）午後1時30分から午後4時まで

次々回期日

平成20年2月20日（水）午後2時から午後4時まで